

第1条（本サービスの内容）

「ご利用代金明細書Eメール通知サービス」（以下「本サービス」という）は、SMB Cファイナンスサービス株式会社（以下「会社」という）がインターネット上で提供する「セディナビ」において会員登録を行なった会員に対し、会社発行のクレジットカードにかかる毎月のカードご利用代金明細書を、郵送による方法に代えて本利用規約の方法により通知するサービスをいいます。

第2条（本サービスの利用）

本サービスの利用を希望する会員は、本利用特約を承認したうえで、会社の定める方法により本サービスの利用登録を行うものとします。利用登録が完了した場合に、本サービス利用登録会員（以下「会員」という）は、本サービスを利用することができるものとします。

第3条（利用料金）

本サービスの利用料金は無料とします。但し、本サービスを利用するために必要なインターネットへの接続等の利用環境については、会員の責任及び費用負担で整えるものとし、インターネットへの接続料及び通信料等については会員の負担によるものとします。

第4条（カードご利用代金明細書の通知方法）

1. 会社は、請求金額確定時に会員が届出たEメールアドレスに宛てて請求金額の確定を通知する旨のEメールを配信します。会員は、当該Eメールを受領後直ちに、当該Eメールにおいて指定されたウェブにアクセスして、カードご利用代金明細書を閲覧し、及び利用代金明細のデータをダウンロードすることとします。
2. 会社は本サービスの利用を承認した会員に対し、原則としてカードご利用代金明細書を郵送しないものとします。但し、請求金額の確定時において次のいずれかに該当する場合、会社はカードご利用代金明細書の郵送を行なうものとします。
 - (1) 払込取扱票による支払いを行っている場合。
 - (2) 法令等によりご利用代金明細書の送付が必要とされる場合。
 - (3) 本サービスから従前のカード利用代金明細書への変更がある場合。
 - (4) 第6条の提供終了事由に該当した後に追加利用分が判明した場合。
 - (5) その他会社がカードご利用代金明細書の郵送を必要と判断した場合。
3. 会社は、送信手続の完了をもって第1項の手続の終了とします。但し、会員は、確定通知の受信の有無に関わらず、「セディナビ」によるご利用代金明細の確認を行うことができることとします。

第5条（Eメールアドレス）

会員は、Eメールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく「セディナビ」のサービスメニューから変更の手続きを行うものとします。

第6条（本サービスの提供終了）

会社は、会員について、以下のいずれかの事由が発生した場合、会員の承諾を得ることなく本サービスの提供を終了することができるものとします。なおこの場合、会社は当該利用者に対する通知を行わないこととします。

- (1) 会社が発行するクレジットカード会員としての資格を喪失した場合。
- (2) 会社に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- (3) 本規定のいずれかに違反した場合。
- (4) その他、会社が不相当と判断した場合。

第7条（サービスの変更、中止）

1. 本サービスの利用を中止する場合は、会員は、会社所定のホームページから所定の申出をするものとします。
2. 会社は、営業上その他の理由により本サービスを変更もしくは中止することができることとし、会員は予めそれを承諾することとします。
3. 本サービスの内容は日本国の法律のもとに規制されることがあることを承諾することとします。

第8条（規約の変更）

1. 会社は、会員の承諾を得ることなく、会社が適当と判断する方法で会員に通知することにより本規約を変更することができることとします。
2. 会員は、前項の通知の時点において当該変更に同意したこととします。

第9条（免責事項）

1. 会員は、通信上のトラブルやインターネット環境などの事由により「セディナビ」による確認ができない場合があることを予め承諾することとします。
2. 確定通知を受信できないことにより、会員または第三者に対して損害が発生した場合、会社は一切責任を負わないこととします。

第10条（会員規約の優先）

本サービスの利用に際し、本サービス利用規約に定めのない事項は会社が別に定める「セディナビ利用規約」を適用することとします。